第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に係るものを除く。）に係る額に相当する額

Q_{12} ＝ 0.0500

Q_{13} ＝ 0.0530

Q_{14} ＝ 0.0470

Q_{15} ＝ 0.0532

Q_{16} ＝ 0.0579

Q_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0504

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0621

Q_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0488

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0621

Q_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0489

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0638

Q_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04989

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05548

Q_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0515

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0560

Q_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0503

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0552

Q_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.0492

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0541

Q_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.0478

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0530

Q_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0478

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係る

第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に係るものを除く。）に係る額に相当する額

Q_{12} ＝ 0.0500

Q_{13} ＝ 0.0530

Q_{14} ＝ 0.0470

Q_{15} ＝ 0.0532

Q_{16} ＝ 0.0581

Q_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0504

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0621

Q_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0488

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0621

Q_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0489

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0638

Q_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0533

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0584

Q_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0517

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0562

Q_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0505

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0554

Q_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.0494

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0542

Q_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.0479

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0532

Q_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0250

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係る